

長岡造形大学研究紀要投稿要領

1. 投稿原稿の帰属と権利の利用について

原稿の著作権は原則として執筆者に帰属する。ただし、執筆者は当該原稿について、研究推進委員会（以下「委員会」という）が刊行または編集する書籍・雑誌・電子出版物への転載、インターネットその他の方法による公衆送信を含めた当該原稿の反復利用に同意するものとする。

2. 投稿から校正終了までの流れ

- (1) 投稿を希望する者は、委員会の定める期日までに以下の情報と共に委員会まで申告するものとする。
 - ・ 投稿する原稿種別及び本数並びに予定ページ数
 - ・ 色校正の有無
- (2) 委員会は(1)の申告者に対し、原稿フォーマットを提示する。申告者は執筆者として委員会が定める期日までに電子ファイルで原稿を提出する。研究紀要のレイアウト・編集は委員会が行う。
- (3) 校正は原則として三回とし、また色見本の確認を一回行う。校正は委員会及び執筆者の双方が行う。

3. 原稿のフォーマットと提出方法

- (1) 原稿フォーマットは、①執筆者がレイアウトしやすいようにする、②誌面のデザインの統一をはかる、という2つの観点から、委員会で準備したものを使用するものとする。フォーマットは(A) (B) (C)の三種とし、執筆者はその中から適切なフォーマットを選択するものとする。
 - (A) 2段組。文字主体の原稿の場合に使用する。図版等の幅は、1段または2段の全幅であることを原則とする。
 - (B) 3段組。文字主体であるが、図版等を多数掲載したい場合などに使用する。図版等の幅は、1段または2段または3段の全幅であることを原則とする。
 - (C) 2段組。図版等を主体とする原稿において使用する。図版等の幅は、1段または2段の全幅であることを原則とする。
- (2) 提出方法については別に定める。

4. 原稿種別ごとの要件について

(1) 論文

- ① 原稿は、(A)または(B)のフォーマットを用いて、分量はいずれも1篇につき8ページ以内を原則とする。ただし、特段の事情があり、それ以上の分量を必要とする場合は、委員会の承認を経た上で、それ以上の分量を掲載することができる。
- ② 原稿の構成は、表題、著者名、要旨、キーワード、本文、注、参考文献等とする。注及び参考文献は必要がない場合は省略できる。
- ③ 表題、著者名、キーワードについては日本語・英語の双方で記述する。キーワードは5つまでとする。
- ④ 要旨は、日本語または英語のうち、本文とは異なる言語により 5～10 行程度で概要を記述する。また、英語で記述する場合は、和訳を提出する。
- ⑤ 本文は日本語または英語で記述する。
- ⑥ 注及び参考文献は本文の後にまとめて記述する。注及び参考文献の書式については、下記の「5. 各原稿の書式について」を参照のこと。

(2) 作品

- ① 原稿は、1篇につき図版等・写真等を含め、(C)のフォーマットを用いて4ページ以内を原則とする。ただし、特段の事情があり、それ以上のページ数を必要とする場合は、委員会の承認を経た上で、それ以上のページ数を掲載することができる。
- ② 原稿の構成は、表題、著者名、要旨、キーワード、作品の写真その他の図版等、その制作意図や制作過程等を記した説明文、注、参考文献等とする。要旨・注及び参考文献は必要がない場合は省略できる。
- ③ 表題、著者名、キーワードについては論文の③と同様とする。
- ④ 要旨は、日本語または英語のうち、説明文とは異なる言語により 5～10 行程度で、作品制作の概要を記述する。また、英語で記述する場合は、和訳を提出する。
- ⑤ 説明文は日本語または英語で記述する。
- ⑥ 注及び参考文献については、論文の⑥と同様とする。

(3) 修士論文及び特定の課題についての研究の成果

研究紀要刊行の前年度に大学院造形研究科修士課程2年に在籍した院生が提出した修士論文及び特定の課題についての研究の成果の概要を投稿することができる。その要領は、修士論文の場合は「論文」、特定の課題についての研究の成果の場合は「作品」に準じる。

(4) 博士論文

本学に提出され所定の審査に合格した博士論文の概要、及び本学教職員が他大学に提出し所定の審査に合格した博士論文の概要を投稿することができる。その要領は、「論文」に準じる。

(5) 特別研究報告

特別研究の予算枠を得て行われた専任教員による研究について、研究の当該年度の次年度の研究紀要にその報告を掲載しなければならない。その要領は、論文の場合は「論文」、制作の場合は「作品」に準じる。

(6) その他

(1)～(5)以外の原稿（例として、研究ノート、書評、評論、調査報告、資料紹介など）の掲載を希望する場合の要領は、「論文」に準じる。ただし、要旨も省略可能とする。原稿の分量については、(A)または(B)のフォーマットを用いて4ページ以内を原則とする。

5. 各原稿の書式について

(1) 見出し

- ① 見出しは、章・節の2段階までを使用できる。それぞれの表記方法は「1.」「1.1」とし、書体はゴシック体とする。
- ② 章が変わるときには、見出しの上に1行の空行を設ける。節や小節が変わる箇所においては、空行は設けない。
- ③ 節よりも小さな単位が必要な場合、「(1), (2), …」を用いることができる。

(2) 図版等

- ① データの一覧を示すものを表とし、写真を含めその他の画像を図とする。
- ② 図・表には、内容を明確に表すキャプションを必ずつける。書体はゴシック体とし、記入位置は、図の場合その直下、表の場合はその直上とし、いずれの場合も左右は左揃えとする。
- ③ 写真や画像については、キャプション内に、タイトル、発表年、サイズ、素材など

を記載することができる。

- ④ キャプションには、図・表ごとに通し番号を付ける。図は「fig.1, fig.2, …」などとし、表は「table 1, table 2, …」などとして、章ごとに分けない。
- ⑤ 図・表などの引用・転載にあたっては、著者自身が原著者などの著作権所有者の許可をとらなければならない。

(3) 注釈・参考文献

- ① 注釈は、本文の後に使用順に番号を付け、まとめて掲載する。本文中においては、*1 のように表示する。
- ② 参考文献は本文の後にリストとしてまとめ、使用順に番号を付けるか、もしくは著者のアルファベットあるいは五十音順に提示する。番号を付ける場合は、1) などとする。日本語文献と外国語文献を別のリストにすることもできる。
- ③ 注釈・参考文献のいずれにおいても、書誌情報の記述については次のようにする。ただし、以下のうち「ページまたは参照箇所」は必要ない場合は省略できる。

単行本の場合は、「著（編）者：書名、翻訳者（あれば）、ページまたは参照箇所、発行所、西暦年号」の順に記載する。雑誌の場合は、「著者：題目、雑誌名、巻号、ページまたは参照箇所、西暦年号」の順に記載する。

単行本のうち一篇を参照する場合は、「著者：題目、単行本著（編）者：書名、翻訳者（あれば）、ページまたは参照箇所、発行所、西暦年号」を記載する。

欧文の場合には、読点の代わりにカンマを用いる。和文の場合には、著者名は必ず姓名で記す。著者が多い場合には、筆頭者以外は「ほか〇名」で省略することもできる。欧文の場合には、姓を先に記す。また、連名者は「et al.」で省略することもできる。

p. や pp. の後には半角スペースを入れる。

英文の文献ではサブタイトルは「コロン :」で表記し、ダッシュやハイフンは用いない。

（日本語文献では原著のとおりとする）

また「from」など前置詞・冠詞、and 等については大文字を用いない。

例：

（単行本）

飛田範夫：日本庭園と風景、p. 15、学芸出版社、1999.

Appleyard, D., Lynch, K. and Myer, J. R.: The View from the Road, The MIT Press, pp. 30-31, 1965.

（雑誌）

平山育男：長岡市山古志東竹沢関家住宅土蔵 新潟県における土蔵の独立した棟持柱について、日本建築学会北陸支部研究報告集、Vol. 51、pp. 425-428、2008.

Luco, J. E. and Westmann, R. A.: Dynamic Response of Circular Footings, Journal of the Engineering Mechanics, Vol. 97, pp. 1381-1395, 2017.

(単行本のうち一篇を参照)

平山育男：寝殿造と現代、倉田実編：現代文学と源氏物語、pp.265-283、おうふう、2007.

Küller, R.: Environmental Assessment from a Neuropsychological Perspective, Gärling, T. and Evans, G.W. (ed.): Environment, Cognition, and Action: An Integrated Approach, pp. 111-147, Oxford University Press, 1991.

附則 この要領は、平成26年6月19日より適用する。

附則 この要領は、平成29年6月1日より適用する。

附則 この要領は、平成30年6月11日より適用する。

附則 この要領は、令和元年5月17日より適用する。

附則 この要領は、令和2年5月27日より適用する。

附則 この要領は、令和4年4月1日より適用する。

附則 この要領は、令和4年5月25日より適用する。